

大田市告示第126号

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）第15条の2第1項、第2項、第3項、第4項、及び第15条の4第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の規定に基づき、令和7年度の国民健康保険料の軽減額を次のとおり決定したので、第15条の2第1項、第2項、第3項、第4項、及び第15条の4第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の規定により告示する。

令和7年6月24日

大田市長 楫野 弘和

軽減割合	軽減基準額	区分	基礎賦課額の軽減額	後期高齢者支援金等賦課額の軽減額	介護納付金賦課額の軽減額
7割軽減	基礎控除（43万円）+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）	1. 被保険者均等割	20,160円	6,132円	6,636円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,852円	3,948円	3,192円
		イ. 特定世帯	6,426円	1,974円	-
		ウ. 特定継続世帯	9,639円	2,961円	-
5割軽減	基礎控除（43万円）+30.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	1. 被保険者均等割	14,400円	4,380円	4,740円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	9,180円	2,820円	2,280円
		イ. 特定世帯	4,590円	1,410円	-
		ウ. 特定継続世帯	6,885円	2,115円	-
2割軽減	基礎控除（43万円）+56万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	1. 被保険者均等割	5,760円	1,752円	1,896円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,672円	1,128円	912円
		イ. 特定世帯	1,836円	564円	-
		ウ. 特定継続世帯	2,754円	846円	-

※給与所得者等とは

一定の給与所得者（給与収入55万円超）

公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

軽減割合	軽減対象	区分	基礎賦課額の軽減額	後期高齢者支援金等賦課額の軽減額	介護納付金賦課額の軽減額
5割軽減	未就学児の被保険者に係る被保険者均等割額	1. 被保険者均等割			
		ア. 下記以外の未就学の被保険者	14,400	4,380	-
		イ. 7割軽減対象の未就学の被保険者	4,320	1,314	-
		ウ. 5割軽減対象の未就学の被保険者	7,200	2,190	-
		エ. 2割軽減対象の未就学の被保険者	11,520	3,504	-